

議事の運営について（案）

スマートかつ強靱な地域経済社会の実現に向けた研究会（以下「本研究会」という。）の運営については、以下のとおりとする。

1. 本研究会に座長を置き、本研究会に属する委員の互選で選出される者がこれにあたる。
2. 座長は、本研究会の事務を掌握する。
3. 座長に事故があるときは、本研究会に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
4. 本研究会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
5. 議事は、本研究会に属する委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
6. 原則として、議事は公開し、一般傍聴を可能とする。
7. 配布資料は、原則として公開する。
8. 議事要旨については、会議後速やかに作成し、原則として公開する。